

令和3年松前町告示第23号

松前町民生委員児童委員協議会活動費補助金交付要綱を次のように公表する。

令和3年3月31日

松前町長 岡本 靖

松前町民生委員児童委員協議会活動費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、松前町民生委員児童委員協議会（以下「協議会」という。）の活動に要する経費に対し、町が予算の範囲内において松前町民生委員児童委員協議会活動費補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、地域住民の社会福祉の向上を図ることを目的とする。

(補助対象経費及び補助率)

第2条 補助対象経費は、協議会の活動に要する事業費及び事務費（食糧費を除く。）とする。

2 補助金の額は、補助対象経費の額から交付を受けた他の補助金額を控除した額の10分の10以内の額とする。

(交付申請)

第3条 協議会は、補助金の交付を受けようとするときは、民生委員児童委員協議会活動費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 補助対象経費の明細が分かる書類
- (4) その他町長が必要と認める書類

(交付決定)

第4条 町長は、前条の規定により交付申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは民生委員児童委員協議会活動費補助金交付決定通知書（様式第2号）により、不適当と認めるときはその旨を協議会に通知するものとする。

(変更承認申請)

第5条 協議会は、前条の規定により補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更しようとするときは、あらかじめ民生委員児童委員協議会活動費補助金変更承認申請書（様式第3号）に変更後の第3条各号の書類を添えて町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定により変更承認申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは民生委員児童委員協議会活動費補助金変更承認通知書（様式第4号）により、不適当と認めるときはその旨を協議会に通知するものとする。

(補助事業の中止又は廃止)

第6条 協議会は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、民生委員児童委員協議会活動事業中止・廃止承認申請書（様式第5号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定により中止・廃止承認申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは民生委員児童委員協議会活動事業中止・廃止承認通知書（様式第6号）により、

不相当と認めたときはその旨を協議会に通知するものとする。

3 町長は、前項の規定により補助事業の中止又は廃止を承認した場合において、第11条の規定により補助金が既に概算払されているときは、その全部又は一部の返還を命ずることがある。

(実績報告)

第7条 協議会は、補助事業が完了した日の翌日から起算して30日を経過する日又は当該補助事業が完了した日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、民生委員児童委員協議会活動事業実績報告書(様式第7号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 収支精算書
- (2) 補助対象経費の明細が分かる書類
- (3) その他町長が必要と認める書類

(額の確定等)

第8条 町長は、前条の実績報告書の提出があったときは、その内容を審査の上、補助金の額を確定し、民生委員児童委員協議会活動費補助金額確定通知書(様式第8号)により協議会に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定により補助金の額を確定した場合において、第11条の規定によりその額を超える補助金が既に概算払されているときは、過払いの補助金の返還を命ずるものとする。

(補助金の請求)

第9条 協議会は、前条第1項の規定により補助金の額の確定通知を受けたときは、民生委員児童委員協議会活動費補助金精算払請求書(様式第9号)により補助金の請求を行うものとする。

(補助金の交付)

第10条 町長は、前条の請求書の提出があった場合は、その内容を審査し、相当と認めるときは、補助金を交付するものとする。

2 補助金の交付は、協議会の指定する金融機関等の口座に振り込むことにより行うものとする。

(概算払)

第11条 町長は、前条第1項の規定にかかわらず、補助事業の実施上必要と認めるときは、補助金の全部又は一部を概算払することがある。

2 協議会は、概算払により補助金の交付を受けようとするときは、民生委員児童委員協議会活動費補助金概算払請求書(様式第10号)により町長に請求しなければならない。

3 前条の規定は、概算払による補助金の交付について準用する。

(目的外使用の禁止)

第12条 協議会は、補助金を補助事業以外の目的に使用してはならない。

(指導監督)

第13条 町長は、補助事業の実施に関して、必要に応じて検査し、指示を行い、又は報告を求めることがある。

(補助金の交付決定の取消し等)

第14条 町長は、協議会が次のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。この場合において、既に補助金が交付されているときは、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 提出した書類に偽りの記載があったとき。

(3) その他補助事業の施行について不正の行為があったとき。

(関係書類の保管)

第15条 協議会は、補助事業に係る収入及び支出の帳簿並びに証拠書類を整備し、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年間保管しなければならない。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

民生委員児童委員協議会活動費補助金交付申請書

年 月 日

松前町長 様

松前町民生委員児童委員協議会
代表者職氏名

印

松前町民生委員児童委員協議会活動費補助金交付要綱第3条の規定に基づき、次のとおり補助金の交付を申請します。

- 1 補助金申請額 金 円
- 2 添付書類
 - (1) 事業計画書
 - (2) 収支予算書
 - (3) 補助対象経費の明細が分かる書類

民生委員児童委員協議会活動費補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

松前町民生委員児童委員協議会
代表者職氏名 様

松前町長 印

年 月 日付けで交付申請のあった、松前町民生委員児童委員協議会活動費補助金について、次のとおり交付する。

1 補助金交付決定額 金 円

2 条件

- (1) この補助金を目的外の事業に使用した場合、補助金の全部又は一部の返還を命ずることがあること。
- (2) 補助事業終了後は、速やかに事業実績報告書及び収支精算書を提出すること。

民生委員児童委員協議会活動費補助金変更承認申請書

年 月 日

松前町長 様

松前町民生委員児童委員協議会

代表者職氏名

印

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた補助事業を次のとおり変更したいので、松前町民生委員児童委員協議会活動費補助金交付要綱第5条第1項の規定に基づき、次のとおり申請します。

1 変更の理由

2 変更の内容

3 変更申請額

既交付決定額 金 円

変更後の申請額 金 円

差引増減額 金 円

4 添付書類

変更後の事業計画書及び収支予算書

民生委員児童委員協議会活動費補助金変更承認通知書

第 号
年 月 日

松前町民生委員児童委員協議会
代表者職氏名 様

松前町長 印

年 月 日付けで変更承認申請のあった補助事業について、松前町民生委員児童委員協議会活動費補助金交付要綱第5条第2項の規定に基づき、次のとおり変更を承認した。

1 変更金額

	総事業費	補助金額
変更前	円	円
変更後	円	円

2 変更事項

様式第5号（第6条関係）

民生委員児童委員協議会活動事業中止・廃止承認申請書

年 月 日

松前町長 様

松前町民生委員児童委員協議会
代表者職氏名

印

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた補助事業を松前町民生
児童委員協議会活動費補助金交付要綱第6条第1項の規定に基づき、次のとおり申請します。

1 中止・廃止の理由

2 中止・廃止の内容

3 中止・廃止予定年月日 年 月 日

様式第6号（第6条関係）

民生委員児童委員協議会活動事業中止・廃止承認通知書

第 号
年 月 日

松前町民生委員児童委員協議会
代表者職氏名 様

松前町長 印

年 月 日付けで中止・廃止承認申請のあった補助事業の中止・廃止について、松前町民生委員児童委員協議会活動費補助金交付要綱第6条第2項の規定に基づき、次のとおり中止・廃止を承認した。

1 中止・廃止の理由

2 中止・廃止年月日 年 月 日

様式第7号（第7条関係）

民生委員児童委員協議会活動事業実績報告書

年 月 日

松前町長 様

松前町民生委員児童委員協議会
代表者職氏名

印

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた補助事業が完了した
ので、松前町民生委員児童委員協議会活動費補助金交付要綱第7条の規定に基づき、次の関係書類
を添えて報告します。

1 添付書類

- (1) 収支精算書
- (2) 補助対象経費の明細が分かる書類
- (3) その他町長が必要と認める書類

様式第8号（第8条関係）

民生委員児童委員協議会活動費補助金額確定通知書

第 号
年 月 日

松前町民生委員児童委員協議会
代表者職氏名 様

松前町長 印

年 月 日付け 第 号で交付決定した松前町民生委員児童委員協議会活動費補助金の交付額については、松前町民生委員児童委員協議会活動費補助金交付要綱第8条第1項の規定に基づき、次のとおり確定した。

交付確定額 金 円

様式第9号（第9条関係）

民生委員児童委員協議会活動費補助金精算払請求書

年 月 日

松前町長 様

松前町民生委員児童委員協議会

代表者職氏名

印

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知のあった松前町民生委員児童委員協議会活動費補助金について、松前町民生委員児童委員協議会活動費補助金交付要綱第9条の規定に基づき、次のとおり請求します。

金 _____ 円

内訳	交付決定通知額	金	円
	概算払受領済額	金	円
	精算払請求額	金	円

様式第10号（第11条関係）

民生委員児童委員協議会活動費補助金概算払請求書

年 月 日

松前町長 様

松前町民生委員児童委員協議会

代表者職氏名

印

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知のあった松前町民生委員児童委員協議会活動費補助金について、松前町民生委員児童委員協議会活動費補助金交付要綱第11条第2項の規定に基づき、次のとおり請求します。

金 _____ 円

内訳	交付決定通知額	金	円
	概算払受領済額	金	円
	今回請求額	金	円
	残 額	金	円

理由